

広報広聴課長 様

愛媛県新居浜・西条構想区域地域医療構想調整会議
事務局（担当課長：東予地方局企画課長）

審議会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会等の名称	愛媛県新居浜・西条構想区域地域医療構想調整会議		
事務局（担当課）	東予地方局 企画課 (担当) 主幹 白石 猛 (内線) 307		
設置根拠	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 要綱等 (名称) 愛媛県新居浜・西条構想区域地域医療構想調整会議設置要綱		
設置年月日	平成 27 年 6 月 1 日		
審議会等の内容	新居浜・西条構想区域における地域医療構想を策定し、その実現に関する事項や医療提供体制の課題に関する事項の調整・協議等を行う		
公開・非公開決定（予定）日 (決定した会議開催日等)	令和 8 年 1 月 20 日		
公開・非公開の別 (決定の内容)	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 全部公開 <input checked="" type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/> 非公開		
公開・非公開に 係る法令等の規定	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
公開できない審議等の内容	非公開とする具体的理由		非公開規定
医療と介護の効率的な連携方法 について	個別の医療機関（独立行政法人及び地方公共団体が開設する医療機関を含む。）における経営状況に関する情報や一般に公開していない詳細な医療情報等を取り扱うこととしており、公にすることにより当該医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるほか、県民に誤解を与える、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。		(1) -2 (1) -5
摘要	新たな決定		
	報告日		令和 8 年 1 月 20 日

- 注 1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告して下さい。）
- 2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。
- 3 「公開できない審議等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。
また、「非公開規定」は、例えば、審議会等の会議の公開に関する指針の 3（公開基準）の(1)の情報公開条例第 7 条例第 2 項第 1 号に該当する場合は、“(1)-1”と記入してください。
- 4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。